

【保証制度別の信用保証料率一覧表】

(年率 %)

制度名	保証料率		有担保割引	会計処理による割引	
	責任共有	責任共有外		要領	会計参与
一般保証	弾力化	—	○	○	○
当座貸越根保証	弾力化	—	○	○	○
無担保当座貸越根保証 (あんしん5000)	弾力化 (特殊保証料率)	—	○	○	○
事業者カードローン 当座貸越根保証	弾力化 (特殊保証料率)	—	○	○	○
小規模事業者カードローン 当座貸越根保証 (ベンリー500)	弾力化 (特殊保証料率)	—	○	○	○
貸付根保証	弾力化	—	○	○	○
手形・電子記録債権 割引根保証	弾力化 (特殊保証料率)	—	○	○	○
経営力強化保証 ※1 区分低い保証料率を適用	弾力化	弾力化 ※同額借換の場合	○	○	○
経営者保証ガイドライン対応保証	弾力化	—	○	○	○
山梨県商工会連合会 商工貯蓄共済融資保証	弾力化	—	○	○	○
商工団体特別保証 (スイフト)	弾力化	—	—	○	○
特別小口保証	0.80%	0.90%	—	—	○
小口零細企業保証	—	弾力化	○	—	○
長期経営支援保証 (やくしん)	弾力化	—	○	○	○
予約保証 ※1 区分高い保証料率を適用	弾力化	—	○	○	○
公害防止保証	1.15%	—	○	—	○
エネルギー対策保証	1.15%	—	○	—	○
海外投資関係保証	1.15%	—	○	—	○
新事業開拓保証	1.15%	—	○	—	○
特定社債保証	弾力化	—	○	—	○
流動資産担保保証 (ABL 保証)	0.68%	—	—	—	○
事業再生保証	—	2.20%	—	—	○

制度名	保証料率		有担保割引	会計処理による割引	
	責任共有	責任共有外		要領	会計参与
一括支払契約保証 (特定支払契約保証)	—	弾力化	○	—	—
災害関係保証	—	0.90%	—	—	○
経営安定化関連保証 (1号～3号、5号、6号)	—	0.90%	—	—	○
経営安定化関連保証(4号)	—	0.80%	—	—	○
経営安定化関連保証 (7号、8号)	0.75%	—	—	—	○
創業等関連保証	—	0.90%	—	—	○
特定新技術事業活動関連保証	1.15%	—	—	—	○
経営革新関連保証	0.75%	—	—	—	○
創業関連保証	—	0.90%	—	—	○
創業関連保証を利用した金融機 関との提携保証	—	0.80%	—	—	○
中小企業経営資源活用関連保証	0.75%	—	—	—	○
下請振興関連保証	0.56%	—	—	—	○
異分野連携新事業分野開拓関連 保証	0.68%～1.15%	—	—	—	○
地域産業集積関連保証	0.75%	—	—	—	○
地域産業資源活用事業関連保証	0.75%	—	—	—	○
事業再生円滑化関連保証(プレ DIP保証)	1.76%	—	—	—	○
特定信用状関連保証	弾力化	—	○	○	○
農工商等連携事業関連保証	0.68%～1.15%	—	—	—	○
経営承継関連保証	弾力化	—	○	○	○
中小企業承継事業再生関連保証	弾力化	—	○	○	○
中堅企業(破綻金融機関等関 連)特別保証	—	0.65%	—	—	○
再挑戦支援保証	—	0.90%	—	—	○
事業再生計画実施関連保証 (経営改善サポート保証)	0.80%	1.00% ※同額借換の場合	—	—	○

(注) 弾力化とは一般社団法人CRD協会のリスク評価モデルにより9段階に区分された保証慮率を指し示します。詳細については次ページをご参照ください。

【弾力化された保証料率表】

区分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
責任共有 対象 (特殊保証)	1.90 (1.62)	1.75 (1.49)	1.55 (1.32)	1.35 (1.15)	1.15 (0.98)	1.00 (0.85)	0.80 (0.68)	0.60 (0.51)	0.45 (0.39)
責任共有 対象外 (特殊保証)	2.20 (1.87)	2.00 (1.70)	1.80 (1.53)	1.60 (1.36)	1.35 (1.15)	1.10 (0.94)	0.90 (0.77)	0.70 (0.60)	0.50 (0.43)

(注1) 「責任共有保証料率」は、責任共有制度の対象となる保証に適用し、保証委託額に対して計算される信用保証料を貸付金額に対する率で表示したものとなります。

(注2) 上記表中の特殊保証とは、当座貸越根保証、事業者カードローン当座貸越根保証、及び、手形・電子記録債権割引根保証をさします。

(注3) 次の①～④のいずれかに該当する場合は、区分⑤の料率が適用されます。

- ① 個人その他の法令で定めるところにより貸借対照表及び損益計算書を作成する義務を課されていない者であって、貸借対照表および損益計算書がないもの。
- ② 事業開始後、最初の事業年度の決算における貸借対照表および損益計算書がないもの。
- ③ 同一の事業を営む複数の者であって金融機関からの借入れ（当該保険関係に係るものに限る。）に係る連帯債務を負担するもの。
- ④ 特定非営利活動法人（NPO法人）の場合で、収支計算書等の内容によって、一般社団法人CRD協会のリスク評価モデルに適さないもの。